

青木林報

第千九十四号

令和八年
七月二十二日
(水曜日)

目次

公
告

○右	同	(同)	六
○右	同	(同)	六
○右	同	(同)	五
○右	同	(同)	五
○右	同	(整備事務所) 上北県土	五
○右	同	(同)	四
○右	同	(同)	四
○右	同	(同)	四
○右	同	(同)	三
○右	同	(同)	三
○右	同	(同)	三
○右	同	(同)	二
○右	同	(整備事務所) 三八県土	二
○右	同	(同)	二
○建設業者の許可の取消し		(中南県土) 整備事務所	二
○農用地利用集積等促進計画の認可		(構造政策課)	一

公告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年七月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮下宗一郎

○農用地利用集積等促進計画(売買)

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地				
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地	
工藤 隆正	青森市	青森市	新城	天田内	19番56	
工藤 清隆	青森市	青森市	小橋	田川	402番	ほか7筆
工藤 清隆	青森市	青森市	小橋	伊沢	401番1	ほか5筆
阿保 勲	青森市	青森市	小橋	千鳥	114番1	ほか6筆
阿保 勲	青森市	青森市	小橋	伊沢	325番1	ほか4筆
工藤 善弘	青森市	青森市	小橋	伊沢	370番1	ほか10筆
福士 寛和	青森市	青森市	浪岡大字樽沢	上野	48番2	ほか5筆
有馬 洋介	青森市	青森市	浪岡大字五本松	平野	56番2	
出町 晋士	青森市	青森市	浪岡大字樽沢	上野	93番3	
田中 裕紀	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	新川原	74番	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社城西土木工業

二 代表者の氏名 長谷川誠

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字樋の口二丁目八の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般―七）第二二五七一号

五 取消年月日 令和八年五月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年四月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社エコシステムズ

二 代表者の氏名 齊藤敏文

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字取上二丁目一三の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第二二〇三一一五号

五 取消年月日 令和八年六月一日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年五月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社イシダ建工

二 代表者の氏名 三上亮人

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字高館根前三五の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第一六〇七三三

五 取消年月日 令和八年五月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社ヤマト設計工房
- 二 代表者の氏名 佐々木浩一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂一丁目二七の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第一七六〇四号
- 五 取消年月日 令和八年六月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造
物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和八年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由に
より解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第
一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す
る。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 藤巻技建株式会社
- 二 代表者の氏名 藤巻耕三
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字館平一の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第三〇〇四八七号
- 五 取消年月日 令和八年六月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事

業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事
業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設
業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ
り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す
る。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 東建設株式会社
- 二 代表者の氏名 湊淳
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字斗内字丹内坪七二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第五九〇二号
- 五 取消年月日 令和八年六月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和八年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により
確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す
る。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社佐藤組
- 二 代表者の氏名 佐藤正治
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字森越字検断長根一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一三三五〇号
- 五 取消年月日 令和八年六月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年十二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社佐藤組
- 二 代表者の氏名 佐藤正治
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字森越字検断長根一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一三三五〇号
- 五 取消年月日 令和八年六月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社風穴住工
- 二 代表者の氏名 風穴実
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字尻引前山三一の二九八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第一五二七八号
- 五 取消年月日 令和八年六月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和八年四月二十七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 ワコウ建設株式会社
二 代表者の氏名 深畑浩之

三 主たる営業所の所在地 八戸市湊高台一丁目一九の一・二

四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第二二二九三三

五 取消年月日 令和八年六月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年五月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ニヤマハウス

二 代表者の氏名 新井山貴之

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢四八二

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一四四一四号

五 取消年月日 令和八年五月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年四月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社OTK

二 代表者の氏名 新井山貴之

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢四八二

四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第五〇〇五五六号

五 取消年月日 令和八年六月一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及びび内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年四月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社野辺地ガラス

二 代表者の氏名 大杉輝昭

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字野辺地三五二の一
四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一五五八九号
五 取消年月日 令和八年六月十八日
六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、左官工事業、屋根工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社六幸防災
二 代表者の氏名 佐藤幸洋
三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附三六〇
四 許可番号 青森県知事許可（般―七）第五〇〇五二三号
五 取消年月日 令和八年六月二十二日
六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実
令和八年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 新産レミコン株式会社
二 代表者の氏名 若沢勝利
三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字高清水七八の四五五
四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第五〇〇七六〇号
五 取消年月日 令和八年六月二十六日
六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実
令和八年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭